

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則を次のように定める。

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県迷惑行為等防止条例(昭和38年静岡県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置情報記録・送信装置の範囲)

第2条 条例第4条第1項第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

(位置情報の取得方法)

第3条 条例第4条第1項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法(当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。)
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法(当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。)

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第4条 条例第4条第1項第10号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条第1号に規定する歩行補助車(それぞれその所持する物に該当するものを除く。)に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

(公安委員会規則で定める地域)

第5条 条例第10条第5項及び第7項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(命令)

第6条 条例第10条第6項の規定による命令は、命令書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第10条第8項の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日公安委員会規則第3号)

1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年12月15日公安委員会規則第27号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年2月6日公安委員会規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年1月23日公安委員会規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

市区名	地域
-----	----

三島市	一番町
沼津市	大手町一丁目、大手町三丁目、大手町五丁目、新宿町及び高島町
静岡市葵区	黒金町、紺屋町、呉服町2丁目、昭和町、鷹匠一丁目、伝馬町、常磐町1丁目、御幸町及び両替町2丁目
藤枝市	駅前一丁目及び駅前一丁目
掛川市	駅前、紺屋町及び肴町
浜松市中央区	旭町、板屋町、海老塚町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町

様式第1号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(表)

		第 号	
命 令 書			
住 所			
氏 名	殿		
生年月日	年	月	日生(歳)
<p>静岡県迷惑行為等防止条例(昭和38年静岡県条例第46号)第10条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、次のとおり命じます。</p>			
1 命令内容			
<input type="checkbox"/> 違反行為をやめること。			
<input type="checkbox"/> 違反を是正するために必要な措置をとること。			
(措置内容)			
2 違反事項			
(1) 日時			
	年	月	日 時 分頃
(2) 場所			
(3) 内容			
次に掲げる者となるよう <input type="checkbox"/> 人に呼び掛け			
<input type="checkbox"/> ビラ、パンフレットその他の物品を配布(提示)し			
<input type="checkbox"/>			
したものを			
<input type="checkbox"/> 飲食的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したもの(接触等卑わいな行為を伴うものを除く。)の提供を受ける客			
<input type="checkbox"/> わいせつな見せ物、物品若しくは行為若しくはこれらを仮装したものを提供する行為又は飲食的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為若しくはこれを仮装したものを提供する行為に係る営業に関する情報の提供を受ける利用者			
<input type="checkbox"/> 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの(午後10時から翌日の午前6時までの間に提供されるものに限る。)の提供を受ける客			
<input type="checkbox"/> 飲食的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為(接触等卑わいな行為を伴うものを除く。)に係る役務に従事する者			
年 月 日			
			所属 階級 氏名
			㊟

(注) 該当する□にレ印を付すこと。

(裏)

1 この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第2号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(表)

住 所		命 令 書		第	号
氏 名		殿			
生年月日	年 月 日	日生(歳)			
静岡県迷惑行為等防止条例(昭和38年静岡県条例第46号)第10条第7項の規定に違反するので、同条第8項の規定により、次のとおり命じます。					
1 命令内容					
<input type="checkbox"/> 違反行為をやめること。					
<input type="checkbox"/> 違反を是正するために必要な措置をとること。 (措置内容)					
2 違反事項					
(1) 日時					
	年 月 日	時 分頃			
(2) 場所					
(3) 内容					
<input type="checkbox"/> 次に掲げる行為についての客引き又は利用者の勧誘をするために公衆の目に触れるような方法により当該客引き等の相手方となる者を待っていたもの					
<input type="checkbox"/> わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものを提供する行為					
<input type="checkbox"/> 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものを提供する行為					
<input type="checkbox"/> 上記2項目に掲げる行為に係る営業に関する情報を提供する行為					
<input type="checkbox"/> 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの(午後10時から翌日の午前6時までの間に提供されるものに限る。)を提供する行為					
<input type="checkbox"/> 次に掲げる役務に従事する者の勧誘をするために公衆の目に触れるような方法で当該勧誘の相手方となる者を待っていたもの					
<input type="checkbox"/> わいせつな行為の提供、わいせつな写真若しくは映像の被写体となる行為又はわいせつな見せ物への出演に係る役務					
<input type="checkbox"/> 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為に係る役務					
<input type="checkbox"/> 次に掲げる行為に係る客の誘引をするために公衆の目に触れるような方法で当該誘引の相手方となる者を待っていたもの					
<input type="checkbox"/> わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものを提供する行為					
<input type="checkbox"/> 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものを提供する行為(接触等卑わいな行為を伴うものに限る。)					
<input type="checkbox"/> 次に掲げる役務に従事する者の誘引をするために公衆の目に触れるような方法で当該誘引の相手方となる者を待っていたもの					
<input type="checkbox"/> わいせつな行為の提供、わいせつな写真若しくは映像の被写体となる行為又はわいせつな見せ物への出演に係る役務					
<input type="checkbox"/> 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為(接触等卑わいな行為を伴うものに限る。)に係る役務					
	年 月 日		所属 階級 氏名		③

(注) 該当する□にレ印を付すこと。

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。